

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、相続税法の適用に当たり重要な相続の開始日について解説します。相続の開始があったことを知った日はいつかについては極めて重要な事項となります。たとえば、民法では、相続放棄の手続は、自己のために相続開始があったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所において放棄の申述を行わなければなりません。相続税法では、課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告書を提出し、相続税を納付しなければなりません。

また、相続税法の適用は、相続開始があった日の相続税法によって課税されることとされています。そのため、年末に死亡したのか、翌年1月1日に死亡したのかによって、路線価地域に所在する土地を評価する場合に適用される路線価が異なることとなります。

そこで、3つの死亡について解説することとします。

1. 自然の死亡

民法では、相続は死亡によって開始する(民法882条)としています。この死亡は医学的な死亡であり、一般には、戸籍に記載されたところで相続の開始の日を確認しています。

孤独死の場合に、死亡の年・月・日・時が不明なときもあります。実務では、相続開始の日によって相続税の負担が大きく異なる場合も起こりえます。その点において、相続開始の日がいつであるかの判定は大変重要なものとなります。

相続税の納税義務の成立は、相続、遺贈、死因贈与(以下「相続等」といいます。)による財産の取得の時に成立するものであり、当該各事由に基づき財産を取得した個人が相続税の納税義務者となりますが、財産の取得の時とは、いずれも、相続の開始の時とされています。このように、相続の開始の時の判断は、課税関係の判断自体に影響しますが、相続税法に特別の規定がないことから、民法の規定によることとなります。

民法における相続の開始の日は次によるものと考えられます。

- ① 年月が明らかで推定日に幅がある場合(例:12月1日から10日の間)
最後の推定日の終日(10日)となる。
- ② 推定月までしか知り得ない場合(例:12月)
推定月の末日(12月31日)となる。
- ③ 年が明らかで推定月に幅がある場合(例:令和2年1月から6月の間)
最後の月の末日(6月30日)となる。
- ④ 推定年までしか知り得ない場合(例:令和2年)
その年の最終日(例:令和2年12月31日)となる。
- ⑤ 年に幅がある場合(例:平成31年から令和2年の間)
最後の年の末日(令和2年12月31日)となる。

2. 認定死亡

災害や事故などにより、亡くなったのは確実だが、遺体が確認できない場合に、捜査した警察署などの官公庁が「死亡」を認定することによって、戸籍法上でその人が亡くなったものとして取り扱う制度です(戸籍法89条)。

認定死亡により戸籍に記載があった場合、少なくとも反証のない限りその人は死亡したものと扱われます。具体的には、死亡者の婚姻は解消され、相続が開始されるといった効果を生じます。

3. みなし死亡

実際に死亡しているかどうか確認できない場合に、民法では、家庭裁判所に失踪宣告を申立て、失踪宣告を受けることによって死亡したものとみなす(民法31)とされています。例えば、行方不明になったまま、生死不明の状態が何年も続いた場合、残された相続人は、財産の相続ができませんので相続税の申告も不可能となります。こんな場合には、民法の失踪宣告をすることによって、失踪者は死亡したものととしてそれ以後の手続きを可能としています(民法30条)。

失踪期間は普通失踪の場合、失踪期間は不在者の生死が明らかでなくなってから7年間、特別失踪の場合、失踪期間は危難が去ってから1年間とされています。

なお、失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合はその期間が満了した時に、特別失踪の場合はその危難が去った時に、死亡したものとみなすとされています。